

9

第7回総会議事録

(令和6年1月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第7回総会 議事録	
日 時	令和6年1月25日（木曜日）14時00分～16時05分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 14名 出席農業委員数 14名 欠席農業委員数 0名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第2号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第3号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第5号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第7号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>3 その他</p> <p>認定新規就農及び農業従事経験者の参入概要について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>22号 許可相当</p> <p>23号 許可相当</p> <p>第2号議案</p> <p>23号 承認</p> <p>第3号議案</p> <p>44号 承認</p>

	45号 承認
	46号 承認
	47号 承認
	48号 承認
	49号 承認
	50号 承認
	第4号議案
	戸塚 15-08 承認
	戸塚 15-09 承認
	戸 15-14 承認
	第5号議案
	9号 保留
	10号 保留
	第6号議案
	10号 承認
	第7号議案
	泉 62 承認
	泉 77 承認

議 事

事務局	(開会 14時00分) 農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。 出席委員数報告。
議長	第7回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は14名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第7回総会を開会いたします。議事録署名人は、鈴木宏委員と廣瀬委員にお願いします。
議長	それでは議題に入らせていただきます。 第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 安西委員	<第1号議案第22号を朗読> 新橋小学校から北西へ約170mの調整白地2筆です。譲受人が購入し、建築資材や車両を駐車する資材置場として整備するものです。譲受人である総合解体業者は、自社の工事現場から出た建築資材の保管、仕分け及び処理施設への運搬を行っています。申請地の近隣に事業所を置き、資材置場として利用していますが、手狭であることや、取引先の拡大を考えていることから、追加で資材置場として利用できる土地を探していました。 申請地の東側及び南側は宅地、西側及び北側は道路です。 隣接地境界は出入口及び宅地との境界を除き、RC擁壁(H1000)で土留

奥村委員

めを行い、その内側にH3000の鋼板を敷設します。東側及び南側の境界は既存フェンスを利用します。場内は砂利敷きのため雨水は自然浸透として処理をします。周辺の農地に影響はありません。御審議をお願いします。

事務局

説明に東電の同意を得ているというくだりありましたが、送電線からの周郭距離みたいなもので引っかかるということなのでしょうか。

議長

こちらの一部の土地について地役権が設定されており、工事の際には必ず東京電力に確認をとっています。更に、高圧電線の下となると、ある程度高さがあるような物を置いたりできないので、計画をお見せして、こちらの内容なら問題ないと同意を取れていると確認しております。

委員

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

議長

第1号議案第22号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第1号議案第22号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第1号議案第23号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第1号議案第23号を朗読>

議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

金子委員
相澤推進委員

みなみ幼稚園から南東に約130mの調整白地2筆です。譲受人が賃借し、中古車およびリース車の展示場にするものです。譲受人は、旭区で民間車検工場を経営しており、敷地内で中古車販売及び車両のリース業をあわせて行っています。今回、事業拡大のため、今回の申請地を賃借して、中古車販売及び車両のリース業を中心に行う予定です。申請地は、計画に必要最低限の面積となっています。

申請地の北側は用悪水路、東側および南側は雑種地、西側は道路です。境界は、南側、東側及び北側の一部は既存のブロック塀を使用、北側の残り部分は新規でブロック塀を設置、西側は一部を車両の出入口として整備し、残りは土留鋼板を設置します。場内は砂利敷き転圧します。

雨水は自然浸透で処理しますが、処理しきれない分については、西側に新規で設置するU字溝および雨水浸透槽を利用し、前面道路の既設溝に流していきます。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

委員

第1号議案第23号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第1号議案第23号については、許可相当と決定します。

議長

次に第2号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく

事務局	非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
安西委員	議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	名瀬下第一公園から西に約 130m の調整白地 2 筆です。平成 11 年ごろから駐車場として整備され、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第 2 号議案第 23 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 2 号議案第 23 号については、承認と決定します。
議長	次に第 3 号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から第 44 号、第 45 号、第 46 号、3 件まとめて説明をお願いします。
事務局	＜第 3 号議案第 44 号、第 45 号、第 46 号を朗読＞
根本委員	44 号の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。
鈴木勇次推進委員	横浜氷取沢高等学校から北に約 200m の生産緑地 1 筆、金沢自然公園インターインジから北西に約 500m の農用地 3 筆の計 4 筆 2 団地です。梅等の果樹及びネギ・ダイコン等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
廣瀬委員	45 号について上瀬谷農業専用地区内の 23 筆 6 団地、原中学校から東に約 350m の 4 筆 1 団地および原小学校から南西に 300m の 2 筆 1 団地の計 29 筆 11 団地。植木の栽培を行っています。肥培管理は良好でした。
根本委員	46 号について港南台第二小学校から南東に約 420m の生産緑地 2 筆 1 団地です。栗、柿等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 3 号議案第 44 号、第 45 号、第 46 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 3 号議案第 44 号、第 45 号、第 46 号については、承認と決定します。
議長	次に第 3 号議案第 47 号、第 48 号、第 49 号、第 50 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	＜第 3 号議案第 47 号、第 48 号、第 49 号、第 50 号を朗読＞
石井豊委員	47 号について神奈川中央交通上飯田車庫から東に約 500m の農振白地 2 筆です。ナシ及びブドウを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

金子委員	48号について横浜市下瀬谷保育園から南東に約180mの生産緑地1筆です。主に露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
安西委員	49号について相鉄いずみ野線緑園都市駅から北西に170mの生産緑地4筆1団地及び北西に300mの生産緑地3筆1団地の計7筆です。サトイモ、ブロッコリー、大根等の露地野菜と栗、柿、梅を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
矢島委員	50号について飯島中学校から南西に約250mの生産緑地3筆1団地です。みかん等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第3号議案第47号、第48号、第49号、第50号について、承認することに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第47号、第48号、第49号、第50号については、承認と決定します。
議長	次に第4号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。戸塚15-08及び15-09、2件まとめて事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案 戸塚15-08及び15-09を朗読>
石井勝委員	戸塚15-08について秀英高等学校から東へ約130mの農振白地1筆です。ウメやクリなどの果樹を栽培しています。肥培管理は概ね良好です。
石井勝委員	戸塚15-09について県立松陽高等学校から南西へ約200mの農用地及び農振白地21筆です。ブルーベリーやクリなどの果樹の他、タケノコを栽培しており、肥培管理は概ね良好です。御審議をお願いします
奥村委員	概ね良好ということですが、基準はどのような感じでしょうか。
事務局	一概にお示しすることは難しいのですが、今回の土地に限って言えば、長期間にわたって荒れ気味の土地となっておりまして、今回の確認に際し、造園業者にお願いして全体をチッパーで草刈りをしたという状況になっております。それでも手が届ききっていない部分がございまして、当初は大きな果樹に全体的に薙が絡んでしまっているものもあったり、肥培管理ができているとは言えないと状態となっていましたが、委員からの指摘もございまして保留となった経緯もあり、委員から指摘された部分が解消されつつも隅々まで完全に綺麗な管理が行われていないという点で、今回概ね良好ですという表現をさせていただきました。
北村委員	難しいところですが、私の所でも3~4件こういうケースがございました。20年間何もしていない、そういう所に限ってあまりよろしくない果樹や植木が植わっていたり、壊れかけたハウスがあつたりと手の付けようがない。何も無ければ一気に刈ってしまえばいいのですが、そういう物があ

ると、これは使えるこれは使えないというふうに意見が出ます。なので植木や花があつたりすると、荒れ放題なのにこれは商品になる、あれもこれも残したいと残したいものばっかりなんです。私も現地を立ち合いまして、飯田に週に2回くらい通ったこともありますが、皆さんそれに愛情を持ってるので惜しくて片づけない。なかなか他人が言っても聞いてくれない。そこで、一か所にまとめてください、これから片づけますと言い訳をしながらやってもらっている。その辺を概ねと私は思っています。

また、納税猶予を受けて20年経ちますと50歳で引き継いでも70歳を過ぎてますから、体がついていかないという難しい状況もあります。30歳で20年ならまだ50歳で元気もありますが60、70歳で納税猶予を受けてしまうと正直言って手が付けられない。昔はもっと厳しい判断をしていましたので、そうすると今の状況は全部だめになってしまうので、概ねと付けさせていただいて、歯がゆい所もありますが一つ御理解をいただきたいと思います。

今そういう状況で明けということで終了してしまうのですが、その後目が届かなくなると、今までいくと耕作放棄地になってしまう可能性が高いですが、事務局のほうで指導や次にどういうかたちで土地利用していくとか、そういう案内はされているのでしょうか。

この和泉町の件でお話しさせていただくと、担当委員含めて足しげく通った次第です。いま、北村会長からも言ったとおり、概ね良好な状態を確認できたとなっています。おっしゃる通り、この状態を続けていくためには、かなり耕作面積が大きいので、地域的に貸し借りするのは難しい場所かもしれません、そういった方法もあるので、耕作者だけで手が回らない場合は、貸し借りというかたちで相手を探すこともできますという話をしております。現状を維持していただきたいというお願いも委員並びに事務局からもさせていただきました。

新しい規則だと3年毎というのがありますが、旧規則だと3年毎はないのですか。

平成14年くらい前に該当した人は20年になっています。

20年間なにもチェックなしですか。

そうです。平成15年以降の人は3年毎にやります。

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案 戸塚15-08、15-09について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第4号議 戸塚15-08、15-09については、承認と決定します。

次に第4号議案 戸 15-14 を審議します。事務局から説明をお願いします。

根本委員

事務局

石井豊委員

北村委員

石井豊委員

北村委員

議長

委員

議長

議長

事務局 鈴木宏委員	<第4号議案 戸 15-14 を朗読> 南戸塚中学校から北東に約 300mの農振白地 6筆 1団地ほか 11 筆 4団地です。コマツナ、ハクサイなどの露地野菜、トマト、キュウリなどの施設野菜やタケノコを栽培しています。肥培管理は良好でした。
小宮推進委員 議長	汲沢町については、小宮推進委員から説明します。 汲沢町についても、肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。 御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案 戸 15-14 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議 戸 15-14 については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。9号および10号について事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第9号、第10号を朗読> 9号については先月に引き続き、調整がついていませんので保留とさせていただきます。工事施工者及び願出人と協議を行いまして、今後申請の取下願いが提出される見込みとなっております。
事務局	10号について、こちらも先月に引き続き、9号と同じく保留とさせていただくのですが、現在地元調整が進行中であるため、同じ保留ではありますが取下げは行わず来月改めて総会で審議をしていただく予定です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第9号は保留、取り下げとなります、10号について、保留とし、来月の案件となります。
議長	次に第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員 相澤推進委員	<第6号議案第10号を朗読> 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。 認定こども園はら幼稚園から西に約 230mの生産緑地 1筆です。主に露地野菜を栽培していましたが、高齢のため数年前から施設に入所していました。その後も親族に対して営農の指示等をしていましたが、令和5年6月に亡くなられました。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案 10号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第6号議案第10号については、承認と決定します。
議長	次に第7号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせん

	の協力について」を審議します。泉 62 及び泉 77 を事務局から説明をお願いします。
事務局	＜第 7 号議案 泉 62、泉 77 を朗読＞ 買い取り希望者がいましたら、令和 6 年 2 月 6 日火曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。
議長	よろしくお願いします。
議長	次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	＜報告事項第 1 号から第 5 号まで一括で報告＞ 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。
議長	御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。
農政推進担当	＜認定新規就農及び農業従事経験者の参入概要について＞
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第 7 回総会を閉会といたします。
	(閉会 16 時 05 分)

令和6年1月25日開催 第7回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	北村 豪	会長	出席	議長
2	矢島 寛	会長職務代理者	出席	
3	森 雅則		出席	
4	田中 豊		出席	
5	石井 勝		出席	
6	金子 秀喜	連合会理事	出席	
7	石井 勝則		出席	
8	奥村 玄		出席	
9	石井 豊		出席	
10	根本 和正	連合会理事	出席	
11	安西 八幸		出席	
12	宮森 和之		出席	
13	鈴木 宏	連合会理事	出席	議事録署名人
14	廣瀬 豊		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	小宮 藤正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		欠席	
6	角田 雅久		欠席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、幡野事務職員、山本(玲)事務職員
農政推進担当：畠山技術職員